発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

公益社団法人 島根県林業公社 平成26年 5月 1日

1 趣旨

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく平成24年6月18日経済産業省告示第139号(以下「告示」という。)において、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、告示の表第12号に掲げる「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)」(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備、同表第13号に掲げる「木質バイオマス」(以下「一般木質バイオマス」という。)を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたところである。

この区分の下では、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて 適切な識別・証明が行われなければ、調達価格が適正に適用されない事態も懸念され る。また、木質バイオマスについては、間伐材等で未利用のものが大量に発生してい る一方で、既に相当部分が製材、合板、木質ボード、製紙用等に供されていることか ら、このような既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮していく必要がある。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、公益社団法人島根県林業公社(以下「林業公社」という。)並びに県及び市町(以下「市町等」という。)がその証明に取り組むにあたっての自主行動規範を、林業公社が策定し、ここに公表する。

2 発電利用に供する木質バイオマスの証明

林業公社は、林業公社自らが行う事業により発生する木質バイオマスについては、 林野庁が策定、公表した「発電利用に供する木質バイオマス証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法に準じて、分別管理及び書類管理方針を別途定め、間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明した、木質バイオマスの供給に努めるものとする。

3 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定

「ガイドライン」に示された業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、林業公社が「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、市町等の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された、発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

4 情報の公開

林業公社は、本行動規範に基づく取組状況の概要を林業公社ホームページに公表する。

5 既存利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進

林業公社は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう適切に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。